

新NISA

Q：2024年から新NISAが開始されましたが、どのような制度ですか。

A：少額投資非課税制度が拡充

1. NISAとは

NISA（ニーサ）は、少額の株式や投資信託等の投資をした場合に、その売却益や配当・分配金が非課税となる制度です。18歳以上（利用する年の1月1日時点）の国内居住者が利用できます。

2. 新NISAのポイント

(1)無期限・恒久化：新NISAでは、非課税保有期間を気にすることなく、さらに長期投資を行いやすくなりました。

	旧NISA（～2023年）		新NISA （2024年～）
	旧つみたてNISA	旧一般NISA	
制度（口座開設期間）	時限的な制度		恒久的な制度
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限

(2)つみたて投資枠と成長投資枠：新NISAでは、旧つみたてNISAがつみたて投資枠に、旧一般NISAが成長投資枠に引き継がれ、併用が可能です（旧NISAでは年ごとにいずれかを選択）。つみたて投資枠で積立投資を継続しながら、成長投資枠で個別銘柄に一括投資することも可能です。

	つみたて投資枠	成長投資枠
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象（金融庁の基準を満たした投資信託に限定）	上場株式・投資信託等が対象

(3)年間投資枠：つみたて投資枠で年間120万円（旧つみたてNISAでは年間40万円）、成長投資枠で年間240万円（旧一般NISAでは年間120万円）、併用により最大で年間360万円です。

(4)非課税保有限度額：①生涯を通じての非課税保有限度額は1,800万円（成長投資枠は1,200万円）です。旧NISAでの保有額は、新NISAの非課税保有限度額（1,800万円）の外枠です。

非課税保有限度額（買付残高）1,800万円
内、成長投資枠1,200万円

②株式や投資信託等を売却した場合、翌年以降は売却した株式や投資信託等の取得金額の分だけ非課税投資枠が復活し、再利用できます。

3. NISAを利用するには

金融機関でNISA口座を開設する必要があります。NISA口座は1人につき1口座のみ開設でき、金融機関の変更は年単位で可能です。

令和6年9月
税理士法人石井会計